

7. 定期預金規定集

7. (1) 定期預金共通規定

1. (定期預金共通規定)

定期預金共通規定は、この規定集に収録されている期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、おまとめ積立定期預金、変動金利定期預金および据置型定期預金（以下これらを「この預金」という。）に共通して適用します。

2. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。不渡となった証券類は、証書と引換えにまたは通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (証書の効力)

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、ただちに当店に返却してください。

4. (口座の閉鎖)

通帳取引に関し、前月末口座残高0円の期間が6ヶ月経過後の1. 4. 7. 10月の第2日曜日に、当該通帳の預金口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

以 上